



2026年4月2日

各位

会社名 東海カーボン株式会社
代表者名 代表取締役社長 長坂 一
(コード番号:5301 東証プライム)
問合せ先 秘書室長 前田 研一
(TEL. 03-3746-5102)

(訂正) 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ の一部訂正について

2026年3月27日に公表しました「譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ」につきまして、記載内容に一部誤りがありましたので、下記のとおり修正いたします。

記

1. 訂正の理由

「譲渡制限付株式としての自己株式処分に関するお知らせ」の公表後、記載内容に一部誤りがあることが判明しましたので、訂正を行うものです。

2. 訂正の内容（訂正箇所には下線を付して表示しております）

【訂正前】

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2026年4月17日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 <u>40,400</u> 株
(3) 処分価額	1株につき 949.5円
(4) 処分総額	38,397,779円
(5) 処分先及びその人数並びに処分株式の数	取締役（社外取締役および海外駐在社内取締役を除く） 5名 <u>40,400</u> 株

2. 処分の目的及び理由

(略)

今回は、本制度の目的、当社の業況、各対象取締役の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、各対象取締役の更なるモチベーションの向上を目的といたしまして、金銭報酬債権合計 38,397,779円（以下「本金銭

報酬債権」といいます。)、普通株式 40,400 株を付与することといたしました。また、本制度の導入目的である株主価値の共有を長期にわたって実現するため、譲渡制限期間を 30 年としております。

(略)

【訂正後】

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2026 年 4 月 17 日
(2) 処分する株式の種類 類 及 び 数	当社普通株式 <u>40,440</u> 株
(3) 処 分 価 額	1 株につき 949.5 円
(4) 処 分 総 額	38,397,779 円
(5) 処 分 先 及 び その人数並びに 処分株式の数	取締役 (社外取締役および海外駐在社内取締役を除く) 5 名 <u>40,440</u> 株

2. 処分の目的及び理由

(略)

今回は、本制度の目的、当社の業況、各対象取締役の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、各対象取締役の更なるモチベーションの向上を目的といたしまして、金銭報酬債権合計 38,397,779 円 (以下「本金銭報酬債権」といいます。)、普通株式 40,440 株を付与することといたしました。また、本制度の導入目的である株主価値の共有を長期にわたって実現するため、譲渡制限期間を 30 年としております。

(略)

以 上